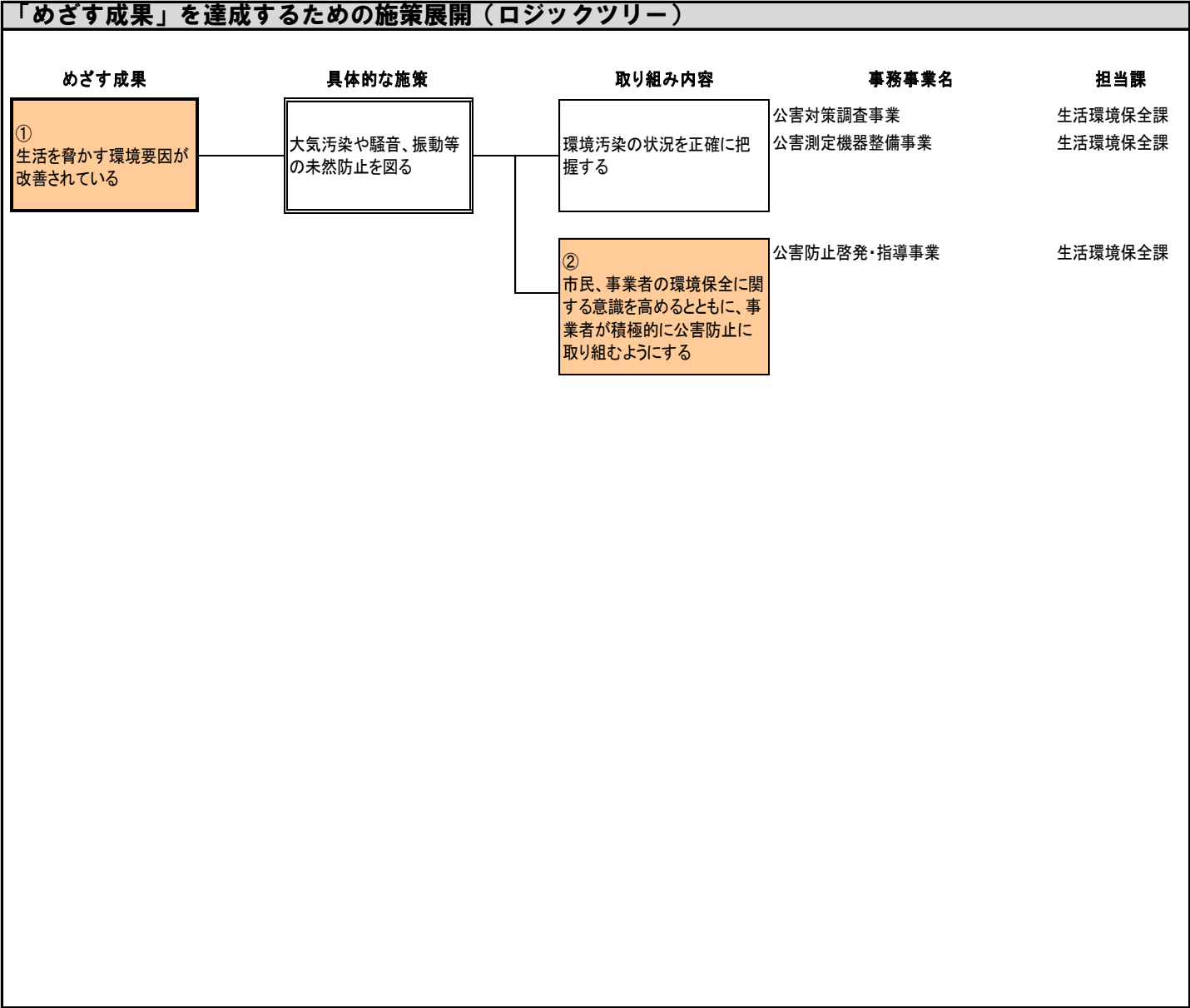


「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
4－1－3 生活を脅かす環境要因が改善されている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・環境を守り育てるまち
	個別目標	環境への負荷を減らす
	めざす成果	生活を脅かす環境要因が改善されている 排出ガスによる大気汚染や、騒音、振動への対策が講じられ、良好な生活環境が守られています。



総合計画掲載指標①		総合計画掲載指標②	
環境基準項目不適合率		公害苦情件数	
計画策定時 現状値	7.4%	計画策定時 現状値	145件
実績値 (H21)	7.5%	実績値 (H21)	117件
中間目標値 (H23)	5.7%	中間目標値 (H23)	139件
目標値 (H25)	4.3%	目標値 (H25)	136件

「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート	
主な取り組み内容	【大気汚染や騒音、振動等の未然防止を図る】 ・大気汚染や騒音、振動等の未然防止を図るため、環境基準の定められている、水質（河川、地下水）や騒音、土壌（ダイオキシン類）についての調査を実施するとともに、大気については、神奈川県が調査したデータを収集し、環境汚染状況を把握しています。 ・環境汚染状況結果に基づき、必要に応じて、関係機関に公害防止のための要請を行いました。 ・公害関係法令の届出がある事業場について、定期的に立入調査し、公害未然防止のための指導を実施しました。 ・事業者や市民に対し、公害防止講習会を開催し、公害未然防止の普及・啓発に努めるとともに、公害苦情のあった事業場については、公害防止のための対策を指導しました。

構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）	・現在、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づき、環境汚染状況調査を実施しています。調査は多岐にわたっていますが、定期的なものは委託業者が行い、苦情や水質事故などの緊急を要するものは、職員が行っています。今後、地方分権の推進により、さらに大気汚染防止法をはじめとする5つの法律及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の許可権限が、本市に移譲されることが見込まれることから、制度に基づく適正かつ効果的な環境汚染状況の把握、環境保全対策の審査、指導、啓発等の事務を推進する必要があります。
-------------------------	--

今後の展開方針		
新規事業の立案		（該当する事務事業）
既存事業の拡充		（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減		（該当する事務事業）
事業の効率化	・環境汚染状況や法令改正の動向を踏まえ、調査方法や項目などの効率的な運用を検討します。 ・地方分権の推進により大気汚染防止法等の権限が移譲された場合、必要な環境汚染状況調査を実施します。	（該当する事務事業） 公害対策調査事業 公害測定機器整備事業
その他見直し	・公害未然防止のため、公害苦情の実態等を踏まえ、事業者への立入調査時の指導・啓発内容の重点化を図ります。また、環境法令の改正等への適切な対応ができるよう、事業者への講習内容の見直しを進めます。	（該当する事務事業） 公害防止指導・啓発事業

施策への提言	
総合計画審議会記入欄	* 平成23年度の審議予定となっています。